

## NPO 法人制度・税制等に関する要望事項

認定 NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会  
自由民主党 御中

皆様には、NPO・市民活動への理解をいただき、その発展のためにご尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

共生社会を実現するために様々な社会課題の解決が求められている日本においては、市民がお互いに助け合い・支え合いながら、社会参画を実現していくため、日本の寄附文化を発展させ、NPO がより一層社会貢献活動できる環境整備が必要不可欠です。ぜひ、以下の事項を実現してください。

### ●寄附税制の拡充等

**1. 認定 NPO 法人等の優遇税制は、個人の寄附金控除上限額や企業からの寄附金損金算入限度額を引き上げるなど、寄附金税制等での支援を拡充してください。**

- ① 「個人の寄附金控除」については、社会貢献意欲の高い国民のニーズに応えるために、ふるさと納税同様に控除上限額を2倍に引き上げる（現在は所得控除：所得金額の40%が上限、税額控除：所得税額の25%が上限）、適用下限額（現在、年間2,000円）を撤廃する、年末調整での適用を認める、「繰り越し控除」を導入するなど、一層の拡充や利便性向上をお願いします。また、「ふるさと納税（ふるさと寄附金）」で認められている一定程度の返礼品等については、民間である認定 NPO 法人等への寄附でも認めるなど、官民での格差是正をお願いいたします。
- ② 「法人の寄附金特別損金算入」についても、米国などに比べて、まだまだ損金算入限度額が十分ではありません（現在、所得金額の約2～3%）。企業の社会貢献活動（CSR活動）をより促進するためにも、米国並みの所得金額の10%まで拡充し、フードバンクへの食品寄附など現物寄附は全額損金算入を認める、「繰り越し控除」を導入するなどの拡充をお願いします。
- ③ 「遺贈・相続財産寄附」や「不動産等の寄附」については、国民の遺贈・相続財産寄附意向の高まりや「空き家」の社会問題化などを踏まえ、認定 NPO 法人等への不動産や有価証券の寄附でネックとなっている「みなし譲渡所得課税」を自動的に適用除外にする、日本版プランドギビング信託（特定寄附信託制度）の対象を不動産等にも拡大するなどの支援をお願いします。
- ④ 地方での地域に密着した資金循環を進めるため、都道府県・市区町村における「個人住民税寄附金税額控除条例（通称：3号・4号指定条例制度）」の制定を促進するとともに、寄附者が全国の寄附税制対象法人を横断検索できる「寄附ポータルサイト」等を整備し、国税庁等のサイトや政府広報でも積極的にPRするなど、一層の普及・啓発をお願いします。  
また、社会貢献する市民・企業が称えられ、尊敬される社会を実現するため、認定 NPO 法人等の NPO への寄附者にも積極的に「紺綬褒章」等を授与するなどの後押しをお願いします。

- ⑤ 「消費税」については、認定 NPO 法人等の課税仕入れに係る消費税額の計算上、不課税仕入れ額（寄附物品を購入する場合などを含む）に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないようしてください。現在の消費税の仕組みでは、対価性のある事業をしている認定 NPO 法人等は、寄附を集めれば集めるほど、消費税が増えてしまいます。寄附を促進する観点から、この矛盾を解消してください。

また、消費税率 10%への増税（軽減税率の導入等）にあたっては、「免税点（現在、課税売上 1,000 万以下）」を維持する、学校法人と同様にフリースクール等の授業料も非課税取引に含めるなど、NPO 法人にも十分な配慮をお願いいたします。

- ⑥ 「マイナンバー・法人番号制度」については、企業だけでなく、NPO 法人も対象となっています。雇用関係はもちろんのこと、小規模な NPO 法人であっても「講師・有償ボランティア謝金」等でマイナンバー取得・保管義務が課せられ事務負担増大が懸念されます。しかし、NPO 法人への周知や体制整備などが進んでいないのが現状です。NPO 法人・ボランティア団体向けパンフレット作成や研修開催、費用助成など、ぜひ NPO 法人のマイナンバー対応を支援してください。また、料金・報酬の支払調書の対象（現在、年間 5 万円超/年）を、地代家賃等と同様の年間 15 万円超に引き上げるなど、事務負担軽減策の検討もよろしくをお願いいたします。

## ●NPO 法改正の早期実現

**2. NPO 法人制度及び認定 NPO 法人制度については、NPO 議員連盟で準備されている NPO 法改正を今国会で早期に実現してください。また、一層の手続き簡素化や基準緩和をお願いします。**

### 【NPO 法改正の早期実現】

NPO 法人の設立認証期間の短縮（現在、計 4 ヶ月を 3 ヶ月以下へ短縮）や、登記義務の軽減（資産の総額を登記事項から削除）、認定 NPO 法人等の海外送金報告義務の軽減（都度事前届出から事後一括報告に）、内閣府ホームページでの情報公開強化などを盛り込んでいただいた NPO 法改正案を超党派 NPO 議員連盟でご準備いただいております。ぜひとも、今国会での早期成立・実現を強く要望いたします。また、以下の事項についても、実現に向けた議論をお願いいたします。

### 【認定 NPO 法人制度関連】

- ① 現在、仮認定制度は特例措置の終了（2015 年 3 月末で終了）に伴い、法人設立から 5 年以内であることが申請条件となっております。しかし、地方の NPO 法人を中心に、設立後 5 年以上経過している法人でも仮認定制度を利用したいというニーズはまだ多く残っています。ぜひとも、この条件を撤廃してください。また、仮認定の際の実績判定期間を短縮してください。
- ② その他、「迅速な審査・認定に向けた標準処理期間を設定する」、「役員基準を申請時判定にする」、「起業支援・助成を可能にする」などの認定基準の緩和をお願いします。また、現状義務付けられている報告書類の中には、奨学金支給対象者などプライバシー等に深く関わる内容も含まれています。個人情報保護等の観点から、様式を変更するなど改善をお願いします。

## ●NPO 法人支援施策の拡充

### 3. 「創業補助金」や「信用保証制度」にとどまらず、中小企業支援施策の NPO 法人への適用拡充を進めるなど、NPO 法人への支援を強化してください。

- ① 「創業補助金」や「信用保証制度」の NPO 法人への適用拡充に改めて感謝申し上げます。信用保証制度は昨年 10 月解禁からの 3 ヶ月間に全国で「166 件、13 億円超の利用」があるなど、好調な滑り出しを見せています。せつかく拡充された制度がより多くの NPO 法人で活用され、起業や新規事業などにつながるよう各分野・地域での普及・利用促進をお願いいたします。また、さらなる利用拡大に向けて、一般社団・財団法人へも制度を解禁し、従業員数上限の緩和（例：サービス業 100 人以下→300 人以下など）するなどの検討をお願いします。  
※信用保証制度については別添資料（中小企業庁提供）もご参照ください。
- ② その他、各種補助金（例：ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金等）や小規模企業共済制度など中小企業支援施策の NPO 法人への適用拡充や、東日本大震災の復興に取り組む NPO 等への支援拡充等をお願いいたします。
- ③ 女性や若者、高齢者、障害者、マイノリティの方など多様な人が働いており、また代表者等の役員にも女性等が多い NPO 法人の特徴を踏まえて、労働・雇用関係助成金の拡充や制度要件緩和などを検討してください。
- ④ 弁護士や税理士など専門家による「プロボノ」が広がりを見せています。こうしたプロボノやボランティアを一層促進するための支援策を拡充するとともに、NPO と行政・企業・大学・政治等との人事交流を促進してください。
- ⑤ 新しい学習指導要領で盛り込まれる予定の「公共」においては、地域の NPO でのインターンやボランティア活動を通じた学生の社会参画・社会貢献を進めるとともに、学生や若者の NPO 法人設立等を支援してください。
- ⑥ NPO 法人や市民活動団体は、多くの公益社団・財団法人（公益法人）や公益信託などから助成・支援を受けて活動しています。公益法人の助成財団等が社会的ニーズの変化や先進的な取組みなどに、より機動的に対応できるよう柔軟に公益認定・変更認定を行ってください。  
また、現在、検討が進められている新しい公益信託制度においても、その特徴を活かした制度設計・優遇税制付与を行い、寄付促進や資産有効活用に資するようにしてください。
- ⑦ 休眠預金に関する法制定や運用体制整備を進め、社会的な活用を推進してください。また、NPO 法人等の信頼性・透明性向上に向けた民間の取り組みを支援してください。